

IV 個人情報保護審議会の審議状況

神奈川県個人情報保護審議会は、附属機関の設置に関する条例によって設置され、平成2年10月1日の神奈川県個人情報保護条例の全面施行に先だち、同年4月、会長に成田頼明横浜国立大学教授（現横浜国立大学名誉教授）を選出し、学識経験者、県民各界代表者等15名により発足しました。審議会委員の任期は2年であり、平成18年4月には、第9期の委員として9名が再任、6名が新任され、会長に兼子仁東京都立大学名誉教授を選出しました。

審議会には、①県の実施機関が保有する個人情報に係る事案について専門的に審議する県保有部会、②事業者の保有する個人情報の取扱いに係る事案について専門的に審議する民間保有部会、③住民基本台帳法に基づく本人確認情報の保護について審議する住基部会（平成14年9月12日設置）及び④個人情報保護制度の充実について審議する制度検討部会（平成15年7月17日設置）の4部会が置かれています。

平成18年度は、審議会（全体会）5回、県保有部会4回及び民間保有部会6回が開催され、目的外提供（条例第9条）、オンライン結合による提供（条例第10条）、個人情報の取扱業務の登録（条例第48条）及び登録事項の変更（条例第51条）についての答申が行われました。また、実施機関に関する個人情報取扱事務の登録（条例第7条）等について、各実施機関からの報告に基づいて審議が行われました。

1 審議会の開催状況

会 議	期 日	審 議 の 内 容
第66回 全 体 会	平成18年 5月18日(木)	1 会長及び副会長の選出 2 部会の設置及び部会長の指名 3 審議会の運営について 4 条例第9条の規定に基づく個人情報の目的外提供に係る諮問について 5 条例第7条の規定に基づく個人情報取扱事務の登録等に係る報告について 6 条例第48条等の規定に基づく個人情報取扱業務の登録等に係る諮問について 7 住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況に係る報告について
第81回 県 保 有 部 会	5月18日(木)	1 部会長職務代理者の指名 2 条例第7条の規定に基づく個人情報取扱事務の登録等に係る報告について
第105回 民 間 保 有 部 会	5月18日(木)	1 部会長職務代理者の指名について 2 条例第48条の規定に基づく個人情報取扱業務の登録等に係る諮問について

会 議	期 日	審 議 の 内 容
第67回 全 体 会	平成18年 7月14日(木)	1 条例第9条の規定に基づく個人情報の目的外提供に係る 諮問について 2 条例第48条の規定に基づく個人情報取扱業務の登録に 係る諮問について
第106回 民間保有部会	7月14日(木)	1 条例第48条の規定に基づく個人情報取扱業務の登録に 係る諮問について
第68回 全 体 会	9月14日(木)	1 条例第10条の規定に基づくオンライン結合による提供 に係る諮問について 2 条例第7条の規定に基づく個人情報取扱事務の登録等に 係る報告について 3 条例第48条の規定に基づく個人情報取扱業務の登録に 係る諮問について
第82回 県保有部会	9月14日(木)	1 条例第10条の規定に基づく個人情報のオンライン結合 による提供に係る諮問について 2 条例第7条の規定に基づく個人情報取扱事務の登録等に 係る報告について
第107回 民間保有部会	9月14日(木)	1 条例第48条の規定に基づく個人情報取扱業務の登録に 係る諮問について
第108回 民間保有部会	11月11日 (木)	1 条例第48条の規定に基づく個人情報取扱業務の登録に 係る諮問について
第69回 全体会	1月11日(木)	1 条例第10条の規定に基づくオンライン結合による提供 に係る諮問について 2 条例第7条の規定に基づく個人情報取扱事務の登録等に 係る報告について 3 条例第48条の規定に基づく個人情報取扱業務の登録に 係る諮問について

会 議	期 日	審 議 の 内 容
第 8 3 回 県 保 有 部 会	平成 1 9 年 1 月 1 1 日 (木)	1 条例第 1 0 条の規定に基づくオンライン結合による提供に係る諮問について 2 条例第 7 条の規定に基づく個人情報取扱事務の登録等に係る報告について
第 1 0 9 回 民間保有部会	1 月 1 1 日 (木)	1 条例第 4 8 条の規定に基づく個人情報取扱業務の登録に係る諮問について
第 7 0 回 全体会	3 月 2 2 日 (木)	1 条例第 1 0 条の規定に基づくオンライン結合による提供に係る諮問について 2 条例第 7 条の規定に基づく個人情報取扱事務の登録等に係る報告について 3 条例第 4 8 条の規定に基づく個人情報取扱業務の登録に係る諮問について
第 8 4 回 県 保 有 部 会	3 月 2 2 日 (木)	1 条例第 1 0 条の規定に基づくオンライン結合による提供に係る諮問案件について 2 条例第 7 条の規定に基づく個人情報取扱事務の登録等に係る報告について
第 1 1 0 回 民間保有部会	3 月 2 2 日 (木)	1 条例第 4 8 条の規定に基づく個人情報取扱業務の登録に係る諮問について

2 審議会の審議状況

(1) 実施機関の保有する個人情報に関する審議状況

ア 平成18年3月9日付け子教第170号で教育委員会から諮問された条例第9条第1項に基づく個人情報の目的外提供について、第66回及び第67回全体会において審議しました。

諮問の内容は、教育委員会が「学校と警察との情報連携に係る協定書」に基づいて、県立高等学校及び盲・ろう・養護学校の児童・生徒の個人情報を、非行防止、犯罪被害防止及び健全育成のために警察へ提供する「学校と警察との情報連携に係る協定書に関する措置事務」について、教育委員会から警察本部長への目的外提供を認めようとするものです。

審議の結果、票決により決することとなり、賛成多数（投票総数14票、賛成10票、反対4票）で、条件を付した上で、諮問の内容は、適当である旨答申（第210号）しました。

イ 平成18年8月29日付け広第18号で知事から諮問された条例第10条に基づくオンライン結合による提供について、第82回県保有部会及び第68回全体会において審議しました。

諮問の内容は、知事において、インターネットにより事前に登録した者に対してアンケート調査を行う「インターネットを使ったアンケートの回答者登録事務」について、登録者本人へのオンライン結合による個人情報の提供を認めようとするものです。

審議の結果、諮問の内容は、適当である旨答申（第213号）しました。

ウ 公安委員会、警察本部長、労働委員会及び収用委員会を除くすべての実施機関から諮問された（知事にあつては平成18年12月21日付け情公第13号）条例第10条に基づくオンライン結合による提供について、第83回及び第84回県保有部会並びに第69回及び第70回全体会において審議しました。

諮問の内容は、知事等の実施機関において懲戒処分等を行った場合に被懲戒処分者等を県ホームページで公表する「懲戒処分等の公表事務」について、県民等のインターネット利用者へのオンライン結合による個人情報の提供を認めようとするものです。

審議の結果、諮問の内容は、適当である旨答申（第216号～第225号）しました。

(2) 事業者の保有する個人情報に関する審議状況

条例第48条の個人情報の取扱業務の登録及び条例第51条の登録事項の変更について、計6回の諮問が知事からあり、民間保有部会で審議され、審議結果が全体会に報告されました。

審議の結果、事業者の業務登録に係る104事業者、179業務について、すべて登録可とする答申（第209号ほか5件）を行い、この答申を受けて、業務の登録及び登録事項の変更が行なわれました。

なお、審議会から出された答申文の概要等については、資料編に掲載しました。

神奈川県個人情報保護審議会委員名簿

(50音順、平成19年3月31日現在)

氏名	現職	部会	備考
石川 壽々子	神奈川県地域婦人団体連絡協議会書記	県 住基	
磯部 哲	獨協大学法学部助教授	県 住基 制度	
岡本 裕美	神奈川県立高等学校PTA連合会副会長	県 住基	
小幡 純子	上智大学大学院教授	県◎ 住基○ 制度	
柏木 教一	日本労働組合総連合会神奈川県連合会 副事務局長	民間	
兼子 仁	東京都立大学名誉教授	県○ 住基◎ 制度◎	会長
木原 英和	神奈川県商工会議所連合会常務理事	民間	
久保 博道	弁護士（横浜弁護士会）	民間	
土屋 侯保	大和市長（市長会）	県 住基	
円谷 峻	明治大学大学院専任教授	民間○ 制度	
内藤 由夫	神奈川県情報サービス産業協会専務理事	民間	
堀部 政男	中央大学大学院教授	民間◎ 制度○ (住基:助言者)	副会長
本山 文子	神奈川県消費者団体連絡会幹事	民間	
八木 明	(株) 神奈川新聞社営業局企画委員	県 住基	
米倉 孝治	(社福) 神奈川県社会福祉協議会 事務局長	県 住基	

県：県保有部会、民間：民間保有部会、住基：住基部会、制度：制度検討部会

◎：部会長、○：部会長職務代理者

任期 平成18年4月1日～平成20年3月31日

(表-14)

神奈川県個人情報保護審議会への諮問事案件数等整理表

(平成2年4月1日～平成19年3月31日現在)

区分 実施機関	県保有関連案件														民間保有関連案件			住基 関連 案件	制度 の 充 実			
	6条		8条			9条			10条		計			旧 26条 是 正 の 申 出	47条 個人 情報 取扱 いの 指 針	48条				51条 登 録 業 務 変 更		
	取扱制限 事項		本人外収集			目的外利用 ・提供			オンライン 結合							業 務 登 録 数	諮問 件 数					
	類 型	個 別	類 型	個 別	本人 通知 省略 類型	類 型	個 別	本人 通知 省略 類型	類 型	個 別 変 更	類 型	個 別 変 更	本人 通知 省略 類型	諮 問 件 数	諮 問 し た 登 録 業 務							
知事	7	17	11	34	4	8	22	4	4	11 (2)	2	30	82 (2)	2	8	1	3	110 (6)	[件数] 14,688 (113) [事業者数] 8,576 (201)	10 (2)	1	1
議会	6	1	7	2	2	8	-	4	1	4 (1)	-	22	6 (1)	-	6	-						
公営企業 管理者	6	-	7	9	4	8	4	4	3	3 (1)	-	24	15 (1)	-	8	-						
病院事業 管理者	7	4	11	7	4	8	-	4	4	1 (1)	-	30	11 (1)	-	8	-						
教育 委員会	7	4	11	11	4	8	2 (1)	4	4	5 (1)	1	30	20 (2)	1	8	4						
人事 委員会	6	-	7	2	2	8	-	4	3	2 (1)	-	24	3 (1)	-	6	-						
監査 委員	4	-	8	4	2	6	-	2	1	2 (1)	-	19	5 (1)	-	4	-						
公安 委員会	1	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	2	-	-	1	-						
警察 本部長	9	2	11	1	4	10	-	4	1	1	-	31	4	-	8	-						
労働 委員会	7	-	11	1	4	8	-	4	1	-	-	27	1	-	8	-						
選挙管理 委員会	7	-	11	2	4	8	-	4	3	3 (1)	-	29	4 (1)	-	8	-						
収用 委員会	7	-	11	2	4	8	-	4	1	-	-	27	2	-	8	-						
海区漁業 調整委員会	7	-	11	1	4	8	-	4	1	2 (1)	-	27	2 (1)	-	8	-						
内水面漁場 管理委員会	7	-	11	1	4	8	-	4	1	1 (1)	-	27	1 (1)	-	8	-						
合 計	88	28	129	77	47	104	28 (1)	50	28	35 (11)	3	349	168 (12)	3	97	5	3	110 (6)	[件数] 14,688 (113) [事業者数] 8,576 (201)	10 (2)	1	1

注 括弧内の数字は平成18年度の件数で、合計は述べ数です。

V 制度の普及活動

1 県民、事業者への広報活動

(1) 県民に対する意識啓発

個人情報保護制度が、県民の間に十分に浸透し、着実に成長して行くためには、県民に対する意識啓発のための広報活動が重要であると考え、積極的に広報活動を行いました。また、個人情報保護条例においても、第3条で実施機関は、個人情報の保護の重要性について県民及び事業者の意識啓発に努めなければならないことが特に明記されています。

平成18年度の広報活動としては、啓発ポスターを県内の行政機関や駅等に掲示したほか、「神奈川県のホームページ」等の広報媒体を利用し、制度の概要や運用状況、事業者の業務登録制度やPDマークの紹介を行い、県民の皆さんへの意識啓発を図りました。

(2) 事業者に対する意識啓発

情報化が進み、さまざまな情報が大量かつ迅速に処理されるようになった今日、個人情報の不適正な取扱いによる県民の権利侵害を引き起こさない事業活動を展開していくためには、事業者の方々が個人情報保護の必要性を認識して、積極的に個人情報の保護に取り組むことが重要です。

県は、事業活動における個人情報保護の推進を図るため、条例で、「事業者が保有する個人情報の取扱いに関する指針」の作成、公表や個人情報取扱業務の登録制度を定めています。これらの施策を事業者の方々に理解していただき、県の登録制度を適正に運営するとともに、指針に基づき個人情報が取り扱われるよう、事業者の方々への意識啓発を行いました。

個人情報取扱業務の登録制度については、登録を希望される個々の事業者に対して日常的に制度の説明を行うとともに、登録制度とPDマークの紹介を神奈川県のホームページを活用して広報を行いました。具体的には、県のホームページ「かながわの個人情報保護制度」の中に「個人情報に関する情報コーナー」を設け、登録事業者以外の方々に対しても参考となる情報をご覧いただけるようにするなどしています。

また、個人情報保護制度が事業者の方々に普及していくため、個人情報を取り扱う事業者団体と県とで構成する個人情報保護推進会議をはじめとする各種会議等の機会をとらえて、県の施策について説明を実施しました。

2 職員への意識啓発

個人情報保護制度の円滑な実施と統一的な運用を図るためには、職員の制度理解が必要不可欠です。

このため、「理解度チェックテスト」を活用した研修について、自治総合研究センター主催で新規採用職員研修（1回）、交流職員研修（1回）及び階層別研修（6回）を実施したほか、総務部行政事務監察担当主催で新任所属長等を対象とした事故防止研修（5回）を実施しました。また、各部局等が実施する事故防止等の研修にも講師を派遣（計8回）しました。

3 個人情報保護啓発強調月間の実施

平成8年度に設定した「個人情報保護啓発強調月間」を平成18年度も10月に実施し、県民、事業者、職員を対象にした意識啓発を、様々な広報媒体を活用して効果的かつ多角的に推進しました。特に、本年度からは、市町村の協力を得て、市町村の施設においてもパネルの展示やポスターの掲示を行いました。